

平成 25 年度研究結果

1. わが国における大規模災害の歴史と東日本大震災

(1) これまでに発生した大規模災害

有史以来、日本では多くの地震が発生し、建物が倒壊し、海岸線の地形が変わるなどするとともに、多くの犠牲者が生じている。これらの災害は、「理科年表」丸善出版、気象庁の地震情報などに示されている。この中から死傷者の多かった大規模災害を表-8 に示す。このうち、特に死傷者が多かった災害を図-1 に示した。

表から読めることは、684 年の白鳳地震から 887 年の仁和地震、1099 年の康和地震、1361 年の正平地震、1498 年の明応地震、1605 年の慶長地震、1707 年の宝永地震、1946 年の南海地震まで、南海トラフに起因する巨大地震が約 200 年に一度起きていたことになる。

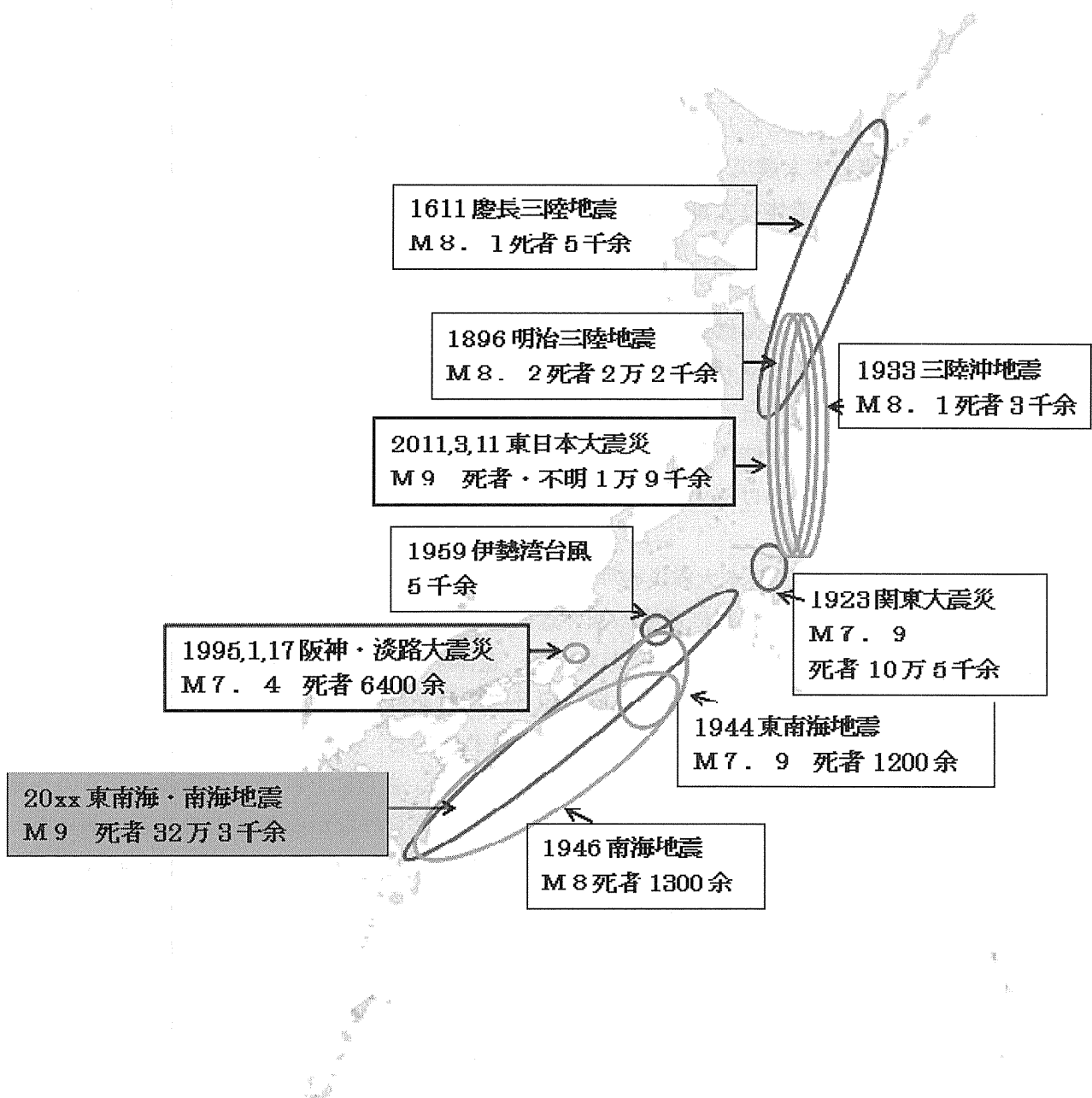
しかも、1096 年の永長地震と 1099 年に発生した康和地震は隣接した東海沖と南海トラフ沿いに震源があり、3 年後に発生している。同様に、1944 年の東南海地震と 1946 年の南海地震は 2 年間の時差で隣接した地域で巨大地震が発生している。昨年発表された南海東南海地震はまさにこの巨大地震が同時に発生するとしているのである。

一方、三陸海岸では、869 年の定観三陸沖地震、1611 年の慶長三陸地震、1896 年の明治三陸地震、1933 年の昭和三陸地震、1994 年には 10 月に北海道東方沖地震があり、12 月には三陸はるか沖地震が相次いで発生した。2011 年の東日本大震災まで、三陸沖及び北海道東方沖を震源とする地震は平均すると約 130 年に一度の頻度で巨大地震が発生している。1611 年の慶長三陸地震以降で見ると実に 50 年に 1 度の頻度になる。

表－8 マグニチュード8前後の巨大地震と死傷者が多い台風災害一覧

発生年	名称	震度	被害状況
684年	白鳳地震:土佐・東海・南海・西海地方	M8 1/4	記録に残る最古の巨大地震、土佐で田苑12km ² が沈下して海となった。南海トラフ沿い巨大地震とおもわれる
869年	貞観三陸沖地震津波	M8. 4	津波による溺死1,000人以上
887年	仁和地震:五畿・七道	M8. 0～8. 5	京都で民家、官舎の倒壊で圧死と摂津では津波で溺死多数、南海トラフ沿いの巨大地震? M9とも
1096年	永長地震:畿内・東海道	M8. 0～8. 5	東大寺の巨鐘落下、伊勢・駿河を津波が襲う、東海沖の巨大地震とみられる。死者1万人以上
1099年	康和地震:土佐	M8. 0～8. 5	南海トラフ沿いの巨大地震と考えられる。奈良興福寺、摂津天王寺で被害、土佐で田畑海没、死者は不明
1361年	正平地震:畿内・土佐・阿波	M8 1/4～8. 5	摂津四天王寺の金堂倒壊、阿波の由岐港で津波溺死、南海トラフ沿いの巨大地震とみられる。
1498年	明応地震:東海道全般	M8. 2～8. 4	津波が紀伊から房総を襲い、死者4万人以上、南海トラフ沿い300kmに及ぶ巨大地震とみられる。
1586年	天正地震:若狭湾から三河湾	M7. 8～8. 2 諸説あり	M8クラスの地震が3回発生した可能性がある。日本中央部で被害、死亡者多数
1605年	慶長地震:	M7. 9～8	関東から九州まで太平洋岸に津波、死者1万～2万人と推定される。
1611年	慶長三陸地震:	M8. 1	十勝・根室沖M9との説有り。伊達領で死者2～5千人
1703年	元禄地震	M7. 9～8. 2	川崎から小田原まで全滅、津波が犬吠埼から下田の沿岸を襲い死者数千、相模トラフ沿いの巨大地震
1707年	宝永地震	M8. 6	わが国最大級、死者2万、東海道・伊勢湾・紀伊半島で被害多く、津波は紀伊半島から九州までを襲う。
1771年	八重山地震:	M7. 4～8	明和の大津波、最大遡上85m、死者12,000人
1891年	濃尾地震	M8. 0	岐阜県西部、内陸地震ではわが国最大、死者7,273人
1896年	明治三陸地震	M8. 2	津波が北海道から牡鹿半島までを襲い、死者約22,000人
1923年	関東大震災	M7. 9	死者不明10万5千余、関東沿岸に津波、熱海で最大12m
1933年	昭和三陸地震	M8. 1	死者3,064人、家屋の倒壊流失9,869棟
1934年	室戸台風		九州から東北、特に大阪、死者2,702名
1944年	東南海地震	M7. 9	死者不明1,223人、津波最大熊野で6～8m
1945年	枕崎台風		死者行方不明3,746人
1946年	南海地震	M8. 0	死者1330人、静岡から九州に津波、高知では田苑15km ² が沈下し海となる
1947年	カスリーン台風		死者行方不明1,910人
1952年	十勝沖地震	M8. 2	死者28人、津波が北海道から関東に及ぶ、波高最大3m
1954年	洞爺丸台風		死者・不明1,762名
1958年	狩野川台風		死者・行方不明1,269人
1959年	伊勢湾台風		死者・行方不明5,098人
1960年	チリ地震津波	M8. 5	地震発生から22～23時間後に津波が来襲、死者行方不明142人
1964年	新潟地震	M7. 5	死者26人、液状化、津波最大4m
1978年	宮城県沖地震	M7. 7	死者28人
1983年	日本海中部地震	M7. 7	死者104人
1993年	北海道南西沖地震	M7. 8	死者行方不明230人、奥尻島での被害甚大、津波最大10m
1994年	北海道東方沖	M8. 2	択捉島で死者行方不明10人
1994年	三陸はるか沖地震	M7. 6	死者3人、八戸を中心に被害
1995年	阪神・淡路大震災	M7. 4	死者行方不明6,435人
2011年	東日本大震災	M9. 0	死者16,146人、行方不明3333人、9mを超える津波で福島第1原発がメルトダウン

出典: 理科年表、丸善出版、平成24年版及び気象庁HPから



図一 1 大規模災害の歴史

(2) 東日本大震災における仮埋葬(土葬)

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で多数の死者が出たが、死亡の原因が家屋の倒壊で下敷きになったこととその後発生した火災によるものが多かったため、身元確認がそれほど難しくなかった。さらに、被災地域が比較的狭い範囲であったため、周辺の火葬場が被害をあまり受けていなかったことなどから火葬協力も比較的順調に行われた。一方、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、死者の多くが津波による被災者であったため、身元確認に時間がかかったこと、遺体は大量の水を飲んでいてことなどから火葬するにあたって、通常死の遺体と比べて非常に困難であったことが報告されている。

葬送における火葬率の観点から見ると、日本の火葬率は、平成年代に入ってからほぼ100%になっており、世界で最高の火葬率となっている。(図-2、表-9) このため、遺族から見れば死者の供養はまず火葬ありきであり、火葬なくして死者がうかばれないというのが現在の遺族の感情である。過去の大災害では、多くの死者が発生しても土葬によって遺族の感情は、一応の安息を得ていた。このように時代が進むとともに、遺族にとっての「常識」も変化していることを考慮すれば、災害時における火葬業務の在り方も、遺族が望んでいる新時代に対応していくことが必要となる。

それにもかかわらず、東日本大震災の埋火葬の対応過程においては、2,108体もの仮埋葬という名の土葬が行われ、数か月後に遺族の強い意向によってこの遺体を掘り起こし、火葬するという「改葬」を行っている。この改葬にあたって、遺体を掘り起こし、新たな柩に遺体をおさめ、火葬を行ったのであるが、宮城県葬祭業協同組合の活動記録報告書によれば、この作業をされた方々の労苦は、想像を絶するものであった記録されている。しかし、市の担当者への聞き取り調査の際に伺った話では、「多くの遺体が発生した上に、さらにどれほどの遺体がでるのか見当もつかない状況の中で、あの時点では、仮埋葬以外は考えられなかった。」とのことであった。

おそらく、火葬率が今ほど高くなかった1990年代以前では、今回のような事態は起きなかったのではないかと。今日の日本の火葬率の高さからすれば、当地において埋火葬の習慣を変えてまで既に行われなくなった仮埋葬という厳しい作業を伴う選択手段を取らざるを得なかったこと自体、大災害がもたらす結果の深刻さを如実に物語っている。

今回の研究では、今後発生する大規模災害時においては、東日本大震災の経験にかんがみ、このような仮埋葬をしないで済む対策はないかということも重要な課題となっている。

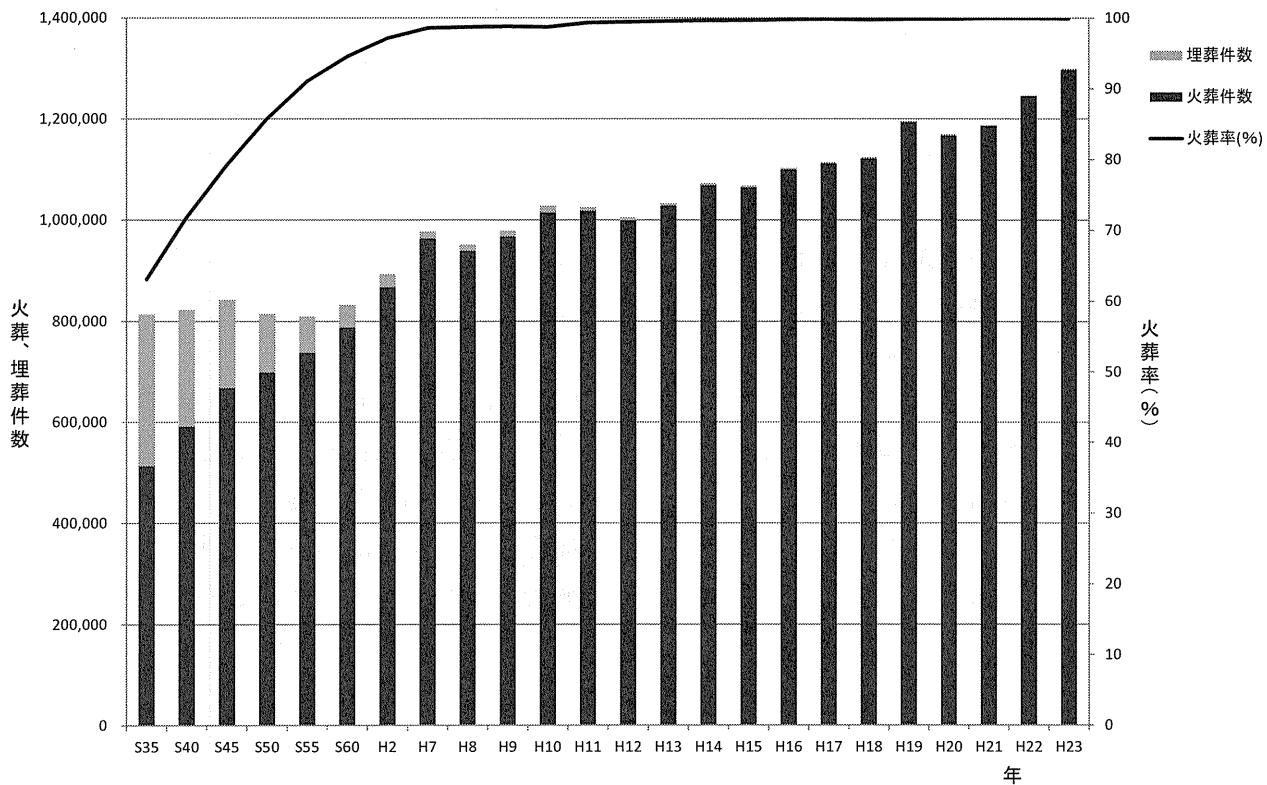


図-2 日本の火葬率の推移 (日本環境斎苑協会資料)

表-9 世界各国の火葬率 (2011年)

国名	火葬率 (%)
日本	99.89
台湾	90.79
香港	89.87
シンガポール	79.74
チェコ	79.57
スロベニア	79.11
スウェーデン	78.62
デンマーク	78.54
イギリス	74.39
韓国	71.08
中国	48.80
アメリカ	42.00

出典：「ファロス」2012年冬号、イギリス火葬協会発行

(3) 東日本大震災における広域火葬の状況(宮城県の例)

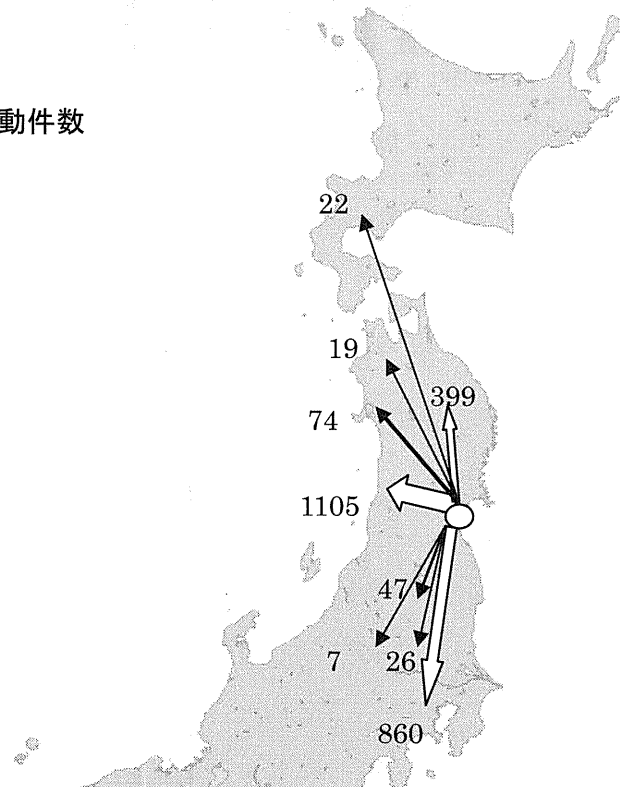
東日本大震災における広域火葬の状況は、宮城県において詳細に把握されている。平成 24 年度の資料から振り返ってみることにする。

宮城県では、死者 10,432 人(平成 25 年 4 月 30 日現在)、県では、3 月 14 日に全国知事会を通じて火葬協力の緊急要請を行い、多くの自治体が要請にこたえたとの回答を寄せたが、火葬炉の燃料確保や遺体の搬送距離等の問題もあり、3 月 15 日から 5 月 31 日の間で、2,559 人を県外に依頼した。特に、隣接県である山形県では、火葬施設の災害対応可能数を紹介し、その状況をホームページに掲載して情報提供を行っている。

搬送先は、山形県が最も多く 1,105 人、東京都 860 人、岩手県 399 人、以下表 10 のとおりである。山形県で火葬された遺体は、身元が判明しており、遺族が同伴して火葬されている。火葬の手配は、葬祭業者が行い、県は仲介をしていない。身元が判明した遺体は、葬祭業者が介在しないとうまくいかないとのことであった。遺体搬送には、県外から駆けつけた多くの霊柩車が活躍した。前記報告書によれば霊柩車には、遺族の方が数名ずつ、普段着のまま乗り込んだとのことである。

表－10 宮城県から他県に広域火葬としての移動件数

都道府県名	火葬人数 (体)
北海道	22
青森県	19
岩手県	399
秋田県	74
山形県	1,105
福島県	47
栃木県	7
埼玉県	26
東京都	860
合計	2,559



図－3 宮城県から他県に広域火葬としての移動件数

参考文献

1. 理科年表、平成 24 年、丸善出版
2. 第 25 回全国火葬情報交換会資料集、平成 23 年 10 月、日本環境斎苑協会
3. 3. 11 東日本大震災「弔鐘」宮城県葬祭業協同組合の活動記録、平成 24 年 8 月、宮城県葬祭業協同組合
4. 生活と環境、平成 25 年 8 月号、日本環境衛生センター

2. 広域火葬計画に基づく災害時の具体的対応

A. 具体的対応

初年度である平成 24 年度の本研究において、広域火葬計画の策定状況を把握するため、47 都道府県を対象として「広域火葬計画の策定並びに実施状況に関する調査」をアンケート調査により実施した。その結果、広域火葬計画を策定していた都道府県は 11 であった。その後の 1 年間で策定済自治体が増え、平成 26 年 3 月時点で 15 都府県となっている。

都道府県によっては、都道府県防災計画の中で同様のことを決めているところもあるので、広域火葬計画を定めていないことが、広域対応ができないというわけではない。今回の調査では、計画を策定した都道府県について、計画に基づく具体的な対応の在り方について調査することとしたため、この 15 都府県を対象として、アンケート調査を行った。

アンケート対象 15 都府県すべてから回答があった。

1) 回収状況

- (1) 調査対象都府県 : 15
- (2) 回答都府県 : 15
- (3) 回収率 : 100%

質問様式については、択一式ではなく自由筆記式であったため、回答が表現のニュアンスを含めばらついてはいたが、内容的に近い回答は同一としてまとめた。

2) アンケート結果

広域火葬計画策定指針が示されてから、東日本大震災が発生し、さらに、今後、首都直下型地震、南海・東南海地震などの巨大地震の発生が予想されることから、アンケートでは、今後起こりうる巨大地震及び津波災害に対する対応について、どう考えているかということを中心に質問を行った。

質問項目は、以下のとおりである。

- (1) 広域火葬計画策定のきっかけについて
- (2) 今後想定される東日本大震災を上回る規模の災害への備えについて
- (3) 広域火葬の具体的な体制として
 - ① 火葬炉の確保と運転体制について
 - ② 火葬炉の燃料や予備電源について
 - ③ 遺体搬送について
 - ④ 葬祭用品の確保について
 - ⑤ 広域火葬実施についての説明と遺族の理解を得る方法について
- (4) 大災害時の火葬費用負担について
 - ① 災害救助法に基づく費用負担の範囲について
 - ② 今後、災害救助法でどこまで負担するべきかについての意見について
- (5) 国の対応に望むこと

3) 結果の要約

広域火葬計画策定のきっかけについては、平成9年の「国の指針が出たから」が6都府県、「東日本大震災が発生し、必要性が高まったから」が4県、「地域防災計画の中で、策定が求められたから」が3県、「その他」で「南海トラフ巨大地震に備えて」、「大規模災害時に市町村等の火葬業務を円滑にするため」がそれぞれ1県となっている。

また、現在の計画が東日本大震災を上回る災害に対しては、「対応できる」が1件で「十分ではないかもしれない」として、不安を抱えているのが14件であった。不安の内容は「想定が大きすぎて対応できるか想定不能」「自治体間の調整」「関係団体との協定構築」「人員確保」「資機材調達」「通信手段の長期断絶」「遺体搬送」「火葬場能力」等様々な内容となっている。

広域火葬における市町村の支援に関する都道府県のスタンスは、厚生労働省の指針(以下「指針」という。)どおり「市町村の要請に基づいて支援する。」「燃料の確保と電源についても市町村又は火葬場が基本的に確保し、都府県は要請があれば支援する。」「葬祭用品の確保も市町村が確保できないときは、市町村の要請によって都府県が支援するか又は事業者と協力を求める。」としている。

広域火葬についての遺族への説明については指針どおり市町村に相談窓口を設置しているが、相談窓口を設置したうえで「地域のラジオ・テレビを通じて周知する」との記載があった。

火葬費用の負担の範囲については、広域火葬計画では特段の規定をしていないところが多く約半数の7件であったが、広域火葬の費用負担についてはできるだけ広く災害救助法で負担すべき」との意見が多く見られた。

最後に国の対応に望む事項では、想定を超える大きな被害の発生と都道府県域を超える広域的な対応を求められた東日本大震災の現状から、災害の規模によっては、国の積極的なリーダーシップを期待する意味から、その責務及び支援を明確にして欲しいとの意見が多かった。

昨年度、アンケートとは別に実施した市町村及び火葬場へのヒヤリングでは、火葬の現場ではより積極的な都府県の関与を求める声が多かったが、都府県が火葬業務を現実に行っていないこともあり、都府県では、市町村の要請を受けて支援を行うこととしており、都府県と市町村との意識の若干のずれが見受けられた。

大規模災害時においては、東日本大震災に見られるように市町村の業務機能が低下する場合もあり、そのような場合には、要請の原則を踏まえつつ、他の市町村、他の火葬場の協力を得つつ、都道府県が広域火葬のリーダーシップをとることが望まれる。

B. 政令指定都市対象アンケート調査結果

平成24年度の本研究において、全国47都道府県に対して、広域火葬計画の策定状況を調査するとともに、全国火葬場を対象として「全国火葬場の施設状況並びに防災対策に関する調査」を実施した。

続いて本年は、第1節で示したように、広域火葬計画策定済みの15都府県を対象にアンケート調査を行った。しかし、都道府県は、例外的な自治体を除き実際に火葬業務は行っていないため、火葬業務を実際に行っている市町村のうち、20の政令指定都市を対象として、大災害時における火葬協力の実態を把握することを目的として、広域火葬協力の検討あるいは広域

火葬計画策定についてアンケートを行った。

1) 回収状況

- (1) 調査対象政令指定都市：20
- (2) 回答都市：16
- (3) 回収率：80.0%

2) アンケート結果

アンケートの内容は、つぎのとおりである。

- (1) 都道府県とは別に、広域火葬計画又は火葬相互協力協定等を締結しているか
- (2) 東南海・南海地震の被災対象地域に該当しているか
- (3) もしこのような大震災が発生したらどのような対応をするか
 - ① 火葬炉の運転回数はどこまで増やせるか
 - ② 火葬回数を増やした場合の課題は何か
 - ③ 火葬回数を増やして火葬炉が損傷したらどうしてほしいか
- (4) 広域火葬を行う場合遺体搬送はどのようにするか
- (5) 火葬用資機材の確保はどうするか
- (6) 燃料備蓄に対する基本的な考えについて
- (7) 国への要望について

3) 結果の要約

16 都市から回答があり、16 都市のうち半数の 8 都市が東南海・南海地震の被災対象地域であった。また、広域火葬計画を策定している都市は 16 都市中 3 都市であった。

大災害時の火葬の対応では、1 炉あたりの火葬回数を増加して対応するが 11 都市あり、増加する場合 3 回以上は対応できない火葬場もあることが分かった。回数を増加する場合の課題として、要員の確保や炉の傷みが懸念されている。このうち要員の確保は炉メーカー又は維持管理業者に応援を期待している。これは、東日本大震災の経験を反映しているものと思われる。

遺体搬送では、県レベルで関係団体との協定締結などを行うことによって車両の確保を期待している。火葬用資機材の確保では、都道府県または市町村で業者と協定を結ぶなど、都道府県及び市町村双方で確保に向けた努力をする必要があるとの考え方であるが、大規模災害では全国的に不足することを心配する回答もあった。

燃料の備蓄に対して、都道府県及び市町村で業者との協定を締結して確保する、市町村及び火葬場で備蓄するとの回答が多かったが、備蓄は困難である、今後検討するとの回答も多く、災害時にどう確保するかが課題となりそうである。

大規模災害にあたっては、国の対応を期待する声が多かった。

3. 各種の資機材確保のための協定の締結

A. 協定締結の現状

1) アンケート調査で自治体から提供があった協定

大規模災害時には、各種の資機材の確保が要請される。これまでに環境斎苑協会が入手した協定からみると、締結の相手先は、全日本葬祭業協同組合連合会及び地域の協同組合、全国霊柩自動車協会及び地方支部連合会、全日本冠婚葬祭互助協会などである。東京都については、火葬を民間事業者に大きくゆだねていることから、民間火葬場とも協定を締結している。

表－１１ 民間事業者又は団体との協定締結項目一覧

協定項目	火葬資機材					遺体安置施設	遺体搬送	火葬
	棺	葬祭用品	ドライアイス	防腐剤	役務			
全日本葬祭業協同組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	
全日本冠婚葬祭互助協会	○	○	○	○	○	○	○	
全国霊柩自動車協会							○	
全日本ドライアイスデラー会			○					
ドライアイスメーカー会			○					
民間火葬場(東京博善、戸田葬祭場、日華)								○

協定は、棺・葬祭用品・遺体搬送を一括して定めたもの、棺・葬祭用品、遺体搬送、火葬の実施などに分けて個別に協定を結んでいるものがある。

全国組織（全日本葬祭業協同組合連合会）との葬祭用品、遺体搬送についての協定では、①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等役務の提供、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送、その他（大阪府の例）、②協力の実施については、自治体の要請を受けた時、優先して実施するとしている。③経費の負担については締結内容にかかる経費としており、業務が終了した時に支払うとしている。④経費の価格は、災害時の直前における適正価格を協議によって決定する。搬送経費については、運輸局に届けている価格を基準に協議して決定するとしている。

同じく全国霊柩自動車協会との協定では、霊柩自動車による遺体搬送、その他としている。

地域の葬祭業協同組合との協定では、葬祭用品として棺、ドライアイス、骨壺及び骨箱、その他自治体が指定した葬祭用品（愛知県と愛知県葬祭業協同組合との例）となっている。

2) ヒアリングなどから得られた行政間の協定

ヒアリングなどを通じて、以下の通り行政相互の協力協定の事例が得られた。

愛知県では、名古屋市をはじめとする県下の市町村で相互応援協定を結んでいる。

応援の実施は、①火葬場が被災し、稼働できなくなったとき、②火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき、③火葬場の稼働に支障が生じたときとしている。

応援の内容としては、①遺体の火葬、②火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋、③火葬場にかかる人員の派遣、④その他要請のあった事項としている。

応援協力の体制で特筆することは、県内を4ブロックに分けた体制を設定していることである。このブロックの中に幹事自治体を設定して連絡調整を行うとともに代表幹事を決めている。代表

幹事は、各ブロックとの連絡調整を行うこととしており、平常時に、会議を持つことによって、災害時スムーズな協力体制が取れるものと思う。

このほか、協定を結んだ各市町村の責務、経費負担、連絡協議会の設置等を定めている。

高知県では、中国四国 8 県で災害相互援助協定、四国 4 県広域応援協定を結ぶとともに、県内市町村及び一部事務組合と火葬場連絡協議会を設置している。この、火葬場連絡協議会には、高知県健康政策部食品・衛生課も構成員となっている。

表－１２ 行政間の協定締結項目一覧

協定の名称	資機材	物資	施設	役務	要員
全国知事会広域応援に関する協定	○	○	○	○	○
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(9県+1連合)	○	○	○		○
中国四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定(9県)	○	○	○		○
危険事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定(高知)	○	○	○	○	○
火葬場相互援助協定(愛知)	○	○			○
火葬場連絡協議会(高知)					
協定の名称	避難者	傷病者 受入れ	遺体処理	火葬	その他 必要な事項
全国知事会広域応援に関する協定					○
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(9県+1連合)	○	○			○
中国四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定(9県)			広域火葬については 今後決定する。		○
危険事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定(高知)					○
火葬場相互援助協定(愛知)				○	○
火葬場連絡協議会(高知)			○	○	

3) 協定締結自治体

災害時の緊急対策として「全日本葬祭業協同組合連合会」及び「全国霊柩自動車協会」又はこれら団体の地方支部等と応援協定を結んでいる自治体は表-13～15 に示すとおりである。

霊柩自動車協会のホームページから霊柩自動車協会及びトラック協会霊柩部会と自治体の協定締結時期を見ると、平成 8 年から始まり、表-16 及び図-4 とおりである。阪神・淡路大震災後に一つの山があり、平成 18 年から二つ目の山があり東日本大震災後の平成 24 年にピークがあることがわかる。

表-13 全日本葬祭業協同組合連合会と自治体との協定締結状況

1都	東京都								
1道	北海道								
2府	京都府 大阪府◎								
31県	青森県◎	栃木県◎	石川県	三重県◎	鳥取県	高知県	鹿児島県		
	岩手県	埼玉県◎	千葉県	滋賀県◎	岡山県◎	福岡県◎			
	山形県	新潟県	静岡県◎	奈良県◎	徳島県	長崎県◎			
	宮城県	長野県◎	岐阜県	きのくに◎	香川県◎	熊本県◎			
	福島県◎	富山県◎	愛知県	兵庫県◎	愛媛県◎	宮崎県◎			
84市	北海道	帯広市		神奈川県	秦野市	三重県	いなべ市		
	岩手県	盛岡市			藤沢市		尾鷲市		
	宮城県	気仙沼市			平塚市		熊野市		
	山形県	寒河江市			横須賀市		志摩市		
		酒田市			三浦市		亀山市		
		東根市			綾瀬市		鈴鹿市		
	栃木県	宇都宮市			相模原市	大阪府	豊中市		
	埼玉県	上福岡市			茅ヶ崎市		八尾市		
		飯能市			川崎市		羽曳野市		
		ふじみ野市			大和市		大阪市		
	千葉県	日高市		静岡県	座間市		池田市		
		印西市		愛知県	袋井市◎		東大阪市		
		千葉市			名古屋市	兵庫県	姫路市		
		習志野市			一宮市	岡山県	倉敷市		
		市原市			知多市	山口県	下関市		
		佐倉市			蒲郡市	愛媛県	松山市		
		八千代市			豊田市	高知県	安芸市		
		我孫子市			小牧市	福岡県	福岡市		
		白井市			豊橋市		北九州市		
		木更津市			刈谷市	熊本県	熊本市		
		市川市			稲沢市				
		成田市			清須市				
		松戸市			あま市				
		富里市			岡崎市				
		香取市		京都府	京都市				
	東京都	小平市			長岡京市				
		西東京市			八幡市				
	神奈川県	横浜市		三重県	伊勢市				
		伊勢原市			桑名市				
		小田原市			松阪市				
		海老名市			四日市市				
		鎌倉市			鳥羽市				
15町	北海道	河東郡	音更町		三浦郡	葉山町	三重県	度会郡	玉城町
	宮城県	加美郡	加美町	千葉県	印旛郡	栄町			
	山形県	西田川郡	温海町	三重県	三重郡	川越町			
	埼玉県	比企郡	小川町		三重郡	朝日町			
			嵐山町		員弁郡	東員町			
	神奈川県	足柄下郡	箱根町		桑名郡	木曾岬町			
			湯河原町		度会郡	度会町			
東京都	東京都	新宿区	渋谷区	荒川区	大田区	文京区	杉並区		
11特別区		墨田区	練馬区	中野区	台東区	板橋区			
※◎は全葬連・単組・各縣市町村との3者協定									

出典：全日本葬祭業協同組合連合会ホームページ

表－１４ 全国霊柩自動車協会と自治体との協定締結状況

都道府県 1都1道 2府21県	東京都、北海道、京都府、大阪府、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、石川県、静岡県、愛知県、岐阜県、奈良県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、
市町村 134市町村	小樽市、札幌市、北見市、苫小牧市、千歳市、函館市、帯広市、八雲町、音更町、広尾町、盛岡市、宇都宮市、小山市、足利市、茂木町、前橋市、桐生市、高崎市、藤岡市、伊勢崎市、富岡市、ふじみ野市、小川町、嵐山町、飯能市、滑川町、日高市、三芳町、市原市、千葉市、我孫子市、習志野市、佐倉市、八千代市、八街市、館山市、南房総市、鋸南町、横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、海老名市、葉山町、伊勢原市、箱根町、秦野市、湯河原町、小田原市、綾瀬市、三浦市、厚木市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、川崎市、大和市、座間市、浜松市、静岡市、沼津市、袋井市、蒲郡市、名古屋市、豊田市、知多市、岡崎市、みよし市、西尾市、小牧市、知立市、幸田町、刈谷市、碧南市、高浜市、清須市、長岡京市、京都市、宇治市、城陽市、京田辺市、宇治田原町ほか
特別区10区	新宿区、渋谷区、江東区、荒川区、大田区、墨田区、目黒区、足立区、板橋区

出典：(一社)全国霊柩自動車協会ホームページ

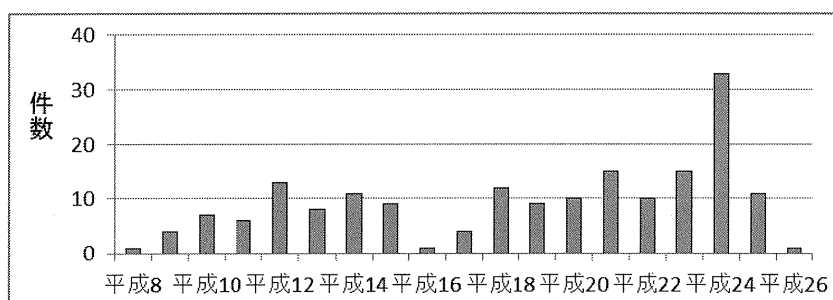
表－１５ 都道府県トラック協会霊柩部会と自治体との協定締結状況

都道府県 12県	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、滋賀県、鳥取県、広島県、山口県、岡山県、佐賀県、
市町村8市	八戸市、仙台市、甲府市、鳥取市、米子市、倉吉市、福山市、広島市

出典：(一社)全国霊柩自動車協会ホームページ

表－１６ 協定締結時期（霊柩自動車協会及びトラック協会霊柩部会と自治体）

平成年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
件数	1	4	7	6	13	8	11	9	1	4
平成年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
件数	12	9	10	15	10	15	33	11	1	



図－４ 全国霊柩自動車協会等との協定締結時期と件数

B. 協定のモデル

1) 災害時における遺体の搬送に関する協定書（高知県：（社）全国霊柩自動車協会四国支部連 合会）

災害時における遺体の搬送に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会四国支部連合会（以下「乙」という。）は、遺体の搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、高知県内に災害対策基本法に規定する地震・風水害その他による災害、国民保護法に規定する武力攻撃事態等緊急対処事態における災害その他の大規模災害等（以下「災害等」という。）における遺体の搬送について、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害等が発生した場合の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置し、乙に対して遺体の搬送について協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害等が発生した場合、遺体の搬送について、必要が生じたと認めた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請に従い、遺体の搬送に関する業務を実施するものとする。

（緊急要請）

第5条 第3条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により遺体の搬送に関する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した遺体の搬送に関する業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、協会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(経費の決定)

第10条 甲が負担する経費は、災害発生時の直前における価格を基準にして、甲乙が協議して決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(附則)

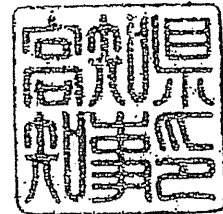
この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成18年3月27日

甲 高知県

高知県知事 橋本 大二郎



乙 高知県高知市越前町2-5-10

社団法人全国霊柩自動車協会四国支部



会長 寺村 勉



2) 災害時における葬祭用具等の供給に関する協定（高知県：全日本葬祭業協同組合連合会四国ブロック会）

災害時における葬祭用具等の供給に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と、全日本葬祭業協同組合連合会四国ブロック会（以下「乙」という。）は、葬祭用具等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、高知県内に災害対策基本法に規定する地震・風水害その他による災害、国民保護法に規定する武力攻撃事態等緊急対処事態における災害その他の大規模災害等（以下「災害等」という。）における葬祭用具等の供給について、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害等が発生した場合の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置し、乙に対して葬祭用具等の供給について協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害等が発生した場合、葬祭用具等の供給について、必要が生じたと認めた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請に従い、葬祭用具等の供給に関する業務を実施するものとする。

（緊急要請）

第5条 第3条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により、葬祭用具等の供給に関する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した、葬祭用具等の供給に関する業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(経費の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における価格を基準にして、甲乙が協議して決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(附則)

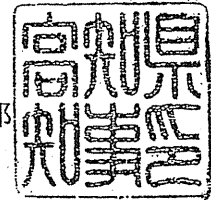
- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以後同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成19年3月26日

甲

高知県

高知県知事 橋本 大二郎



乙 愛媛県松山市空港通3丁目7番5号

全日本葬祭業協同組合連合会四国ブ



会長 清水 宗吉



3) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（四国4県）

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。